平成２５年（フ）第８１号
広島県呉市広津久茂町６番７号
債務者　朝日　作美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８３号
広島県呉市東三津田町２番17号
債務者　岡田　厚美
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２８号
徳島県小松島市田浦町字東内25番地の３、旧住所徳島市大原町長尾23番地の４
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２９号
徳島県徳島市北矢三町３丁目６番16―12号
債務者　山城美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目11番地１　サニーヒルズ小波瀬Ｂ202号
債務者　宮本　恵子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目18番３号
債務者　林崎　直美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６７号
千葉県松戸市千駄堀1245番地の26　パークヒルズＢ―101号
債務者　小坂　貴子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９０号
千葉県松戸市新松戸６丁目117番地　ドエルシャンポール101号
債務者　落合　　彰
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３１９号
千葉県野田市古布内1689番地10　片桐コーポ201
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３３号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区21棟207号
債務者　吉田　通精
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９０号
新潟市江南区横越上町１丁目５番８号
債務者　永井　　繭
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９３号
新潟県五泉市千原1712番地
債務者　高岡　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２０号
新潟市江南区東本町３丁目５番８号
債務者　阿部　智子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８５号
名古屋市緑区大将ケ根２―1043　ベルメゾン603、住民票上の住所千葉市美浜区磯辺５丁目11番６棟305号
債務者　倉澤　克典
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５６号
神戸市中央区雲井通２丁目１番６―602号
債務者　長谷川政明
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０４号
神戸市兵庫区上沢通５丁目２番７―401号、従前の住所神戸市中央区下山手通７丁目18番１―430号
債務者　松永　貴志
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１７号
神戸市中央区花隈町２番４号
債務者　オキムセントレーディングこと　兼次盛幸
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６号
山口市大内長野431番地１　グリーンハイツ長野201
債務者　柳井　貞夫
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係